

○初任科及び初任補修科実施要領の制定について

(平成19年 7 月24日 例規第31号)

[沿革] 令和 4 年 3 月 例規第 2 号改正

別記のとおり制定し、平成19年 7 月24日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別記

初任科及び初任補修科実施要領

第 1 趣旨

この要領は、奈良県警察における初任科及び初任補修科の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

次に掲げる用語の意義は、それぞれの定めるところによる。

- (1) 初任教養 奈良県警察教養細則（平成13年 9 月奈良県警察本部訓令第15号。以下「教養細則」という。）第 6 条第 1 号アに規定する初任科において行う基礎的教育訓練をいう。
- (2) 初任補修教養 教養細則第 6 条第 1 号イに規定する初任補修科において行う基礎的教育訓練をいう。
- (3) 短期課程 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した者及びこれと同等の資格があるとして採用された者を対象とする課程をいう。
- (4) 長期課程 短期課程の対象者以外の者を対象とする課程をいう。
- (5) 学生 奈良県警察学校（以下「警察学校」という。）において初任教養又は初任補修教養を受けている巡査をいう。

第 3 学生の所属等

- 1 学生の所属については、初任教養の期間中は警察学校とし、初任補修教養の期間中は配置先の警察署とする。
- 2 初任教養及び初任補修教養の期間中における学生の居住先については、警察学校（全寮制）とする。

第 4 教科課程

1 課程の構成

(1) 初任科

ア 初任科の前半においては、団体生活に慣れさせ、基本的なしつけを体得させ

るものとする。

また、人間教育を充実し、警察官としての資質を育成するため、職務倫理、法学、基本実務、体育・術科等の基礎的教養を重点的に実施するほか、基本実務については、実務研修を行うものとする。

イ 初任科の後半においては、警察官としての職務倫理を培い、自覚と誇りを持たせ、人間性豊かな人格形成を図るものとする。

また、前半に続いて、職務倫理、法学、基本実務、体育・術科等の教育訓練を実施するとともに、基本実務については、地域及び交通のほか、初任科卒業後の職場実習を効果的に行うために必要な生活安全、捜査及び警備の概論的な知識を身に付けさせるものとする。

ウ 初任科において取得させることを目標とする資格は、拳銃操法初級、逮捕術初級、救急法初級及び第二級陸上特殊無線技士の免許とする。

柔道又は剣道の段級審査については、初任補修科において実施し、取得させるものとする。ただし、初任科において、これらの資格を取得させることが適当と認められる学生については、この限りでない。

(2) 初任補修科

ア 初任補修科においては、豊かな人間性の錬磨、職務倫理の基本の定着化等を図るため、職務倫理、法学、基本実務、体育・術科等の教育訓練を実施するほか、基本実務については、職場実習における問題点、疑問点をくみ上げての補強教養を行うとともに、実務知識の総合的な発展進化を図るため、努めて、事例研究、討議方式、演習を中心とした教授方法により総合的な知識を身に付けさせるものとする。

また、捜査書類の反復作成訓練、演技式による事件発生時から送致までの捜査書類作成等の対応要領訓練、技能指導官等の捜査幹部による講義等により、地域警察官としての捜査実務能力を向上させるものとする。

イ 初任補修科において取得させることを目標とする資格は、鑑識技能検定初級、柔道又は剣道初段及び基礎的捜査書類作成能力検定合格とする。

2 教授内容（教授科目、教授要目、教授細目及び教授類目）

(1) 教授科目及び教授要目

初任科及び初任補修科における教授科目及び教授要目並びに教授科目ごとの時間数は、採用時教養実施要綱の一部改正について（平成17年1月25日付け警察庁丙人発第23号）別添採用時教養実施要綱別表1 警視庁警察学校及び道府県警察学校初任科・初任補修科教科課程（長期課程）及び別表2 警視庁警察学校及び道府

県警察学校初任科・初任補修科教科課程（短期課程）によるものとし、教授科目ごとの実施要領等については、次に掲げるとおりとする。

ア 職務倫理

職務倫理は、社会人及び警察官としての心構え、職責の自覚、使命感、公共に奉仕する重要性等を学生に真に理解させ、自らのものとして身に付けさせるため、部内外講師による訓育・講演のほか、学生を少人数のグループに分けての班別討議を中心とした事例研究を実施するものとする。

また、警察社会の厳しさとは異なる面での民間企業における厳しさを体験し、若しくは見聞すること、又は特別養護老人ホーム、障害者施設等における介護体験等を通じ、職業人としての自覚及び奉仕の精神をかん養することを主眼とした社会見学を実施するものとする。

イ 法学

人権の擁護という重要な責務に重点を指向し、かつ、実務に直結する法学教養を実施するものとする。

ウ 基本実務

(ア) 社会

警察活動の基礎となる社会人としての常識のかん養を図るための教養を実施するものとする。

(イ) 地域警察活動

活用頻度の高い実務に重点を指向した教養を実施するものとし、地域警察活動（情報通信）については、警察の情報通信業務の概要を理解させるための総合的な教養を実施するものとする。

(ウ) 実務研修

実務研修は、次に掲げるところにより、私服による実務研修（以下「私服研修」という。）及び制服による実務研修（以下「制服研修」という。）に分けて実施するものとする。

a 私服研修

(a) 私服研修は、警察本部又は警察署の警察施設を見学・研修させ、警察への帰属意識、職責の自覚を養うとともに、初任科における教養効率を高めることを目的として、初任科の前半の早い時期に、原則として1日行うものとする。

(b) 警察学校長（以下「学校長」という。）は、警察本部の所属又は警察署のうちから、私服研修を実施する所属を決定するものとする。この場

合において、学校長は、あらかじめ、私服研修の実施時期、学生の人員等について、研修予定先の所属長と協議するものとする。

(c) 学校長は、研修の実施に当たっては、あらかじめ、研修の目的、項目、心構え等必要な教養を行うとともに、研修先の所属長と緊密な連絡を保つものとする。

(d) 学校長は、学生をグループごとに研修先に赴かせるなど、できる限り自主的に行わせ、学生に自主自律の精神を養わせるよう配慮するものとする。

b 制服研修

(a) 制服研修は、主として、交番における地域警察活動の実際を見学・研修させ、職責の自覚を養うとともに、初任科における教養効率を一層高めることを目的として、初任科の中間時期に、おおむね1週間行うものとする。この場合において、学生の勤務制については、毎日勤務、交替制勤務を問わないものとする。

(b) 学校長は、制服研修を効果的に推進するため、学生に対し、当該研修までに、地域警察活動について必要最小限の知識を身に付けさせるものとする。

(c) 学校長は、比較的警察事象の多い警察署のうちから、制服研修を実施する所属を決定するものとする。この場合において、学校長は、あらかじめ、制服研修の実施時期、学生の人員等について、研修予定先の警察署長（以下「署長」という。）と協議するものとする。

(d) 学校長は、研修の実施に当たっては、あらかじめ、研修の目的、項目、心構え等必要な教養を行うとともに、研修先の署長と緊密な連絡を保つものとする。

(e) 研修先の署長は、学生の指導に当たる研修担当員を指定するとともに、当該研修担当員に対し、研修の実施重点等の徹底を図るものとする。

(f) (e)の研修担当員は、交番に勤務する警部補又は巡査部長の階級にある警察官を指定するものとする。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

(g) 制服研修は、研修担当員と同一の勤務とし、研修担当員の勤務を見学させる程度にとどめるものとする。

(h) 研修担当員は、1人の学生を担当するものとする。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

(i) 制服研修において、必要があるときは、学生と警察署勤務の警察官とを判別できるような措置を講じるよう配意するものとする。

(j) 制服研修は、警察学校から通勤させるものとする。

エ 体育・術科

(ア) 学校長は、学生の適性、過去の経験等に応じて、柔道又は剣道のいずれかを選択させるものとする。ただし、当初において、学生の適性を見極め、種目選択の方向付けを行うため、その双方を実施する場合は、この限りでない。

(イ) 学校長は、奈良県警察体力検定等規程（平成15年3月奈良県警察本部訓令第6号）の趣旨にのっとり、警察体力検定及び体力テストを実施するものとする。

(ウ) 学校長は、学生が初任補修科を卒業するときには、努めて、初任科入校当初よりも上位の級位を取得させるように、学生の体力・気力の練成に配意するものとする。

(2) 教授細目及び教授類目

初任科及び初任補修科における教授細目及び教授類目の時間、教授目標、実施の順序等については、初任科及び初任補修科教養の実施要領について（平成17年1月25日付け警察庁丁人発第28号）別添初任科及び初任補修科実施要領別表初任科・初任補修科教科課程教授細目（類目）基準（以下「教授細目基準」という。）によるものとする。ただし、学校長が特に必要があると認める場合には、教授細目基準の趣旨に反しない限度において、教授細目若しくは教授類目の新設、削除若しくは時間の増減又は教授目標の新設若しくは削除を行い、及び授業計画において各科目の有機的な関連付けを図るため、教授細目、教授類目の実施の順序について、その一部を変更することができるものとする。

第5 教養実施上の配意事項

1 教官は、担当する科目について常に研さんに努めるほか、他の教科との関連、現有教材教具の実態等を十分検討するとともに、各授業時限ごとに講義要点を作成するなど教授内容の充実を図るものとする。

2 教授方法は、講義、実習等を効果的に連動させるとともに、部外講師の講義を積極的に導入するほか、常に授業の内容と進度に応じて工夫するなど、効果的な方法を採用するよう配意するものとする。

3 教授方法については、努めて、課題や事例を与え、学生自身に考えさせ、研究させるなど、真に学生の身に付くものとなるような方法を導入するものとする。

第6 授業計画等

- 1 学校長は、教養の実施に当たり、あらかじめ授業計画を策定するものとする。この場合において、授業時間の単位は、教科課程の2時間をもって1時限とし、実時間80分をもって充てるものとする。
- 2 授業計画の策定に当たっては、学生が資質を養い、知識、技能を容易に修得することができるように、各科目の授業開始の時期及び進度を定め、総合的に教養効果を上げるよう配意するものとする。
- 3 授業計画は、初任科及び初任補修科を通じた全体計画並びに週間計画を基本とする。この場合において、全体計画については、初任科前半、初任科後半、初任補修科、各月等可能な限り段階別に調整して、効果的な教養を推進するものとする。
- 4 初任補修科の授業計画については、職場実習における学生の実習状況及び学生間における実習程度の格差等を勘案しながら、調整を加えるよう配意するものとする。
- 5 学校長は、全教科の教養状況を通観して、補充調整時間を当初の教養目標に達しない科目に充てるなど、弾力的な運用を図るものとする。

第7 教科外活動

1 目的

教科外活動（起床から就寝までの時間帯から教科の時間帯を除く時間帯に行う諸活動をいう。以下同じ。）は、教科課程の教育訓練とあいまって、自主性、良識及び情操を培い、体力・気力の充実を図り、もって、人間性豊かな人格形成及び警察官としての資質を養うことを目的とする。

2 構成

教科外活動は、日朝活動（起床から授業開始までの時間帯に行う諸活動をいう。）及び日夕活動（授業終了から就寝までの時間帯に行う諸活動をいう。）をもって構成する。

3 教科外活動の基本

教科外活動は、次に掲げる活動を基本とする。

(1) 学生会活動

学生会活動は、学生生活、各種行事等の円滑な推進を図るための活動等を通じて、自主自律の精神を養う場とする。

(2) 学級活動

学級活動は、ホームルーム等による対話を通じて、学級担任教官と学生又は学生相互間の良好な人間関係を醸成し、しつけ教育等を効果的に進めていく場とするとともに、諸活動の基盤的な役割を果たす場とする。

(3) クラブ活動

クラブ活動は、原則として体育クラブ及び文化クラブをもって編成するものとし、これらの活動を通じて、情操のかん養を図り、体力・気力を錬磨する場とする。

(4) 寮生活

寮生活は、団体生活を通じて、互いに切磋琢磨して修養に努め、勉学を助長し、寮内外の整理整頓、環境の整備、服装、態度等について望ましい生活習慣を養うとともに、自主性、協調性、良識、責任感等の社会的能力を身に付けさせる場とする。

4 教科外活動指導上の留意事項

- (1) 教科外活動は、人間教育を充実し、教科課程において修得した知識の実践定着のよき場であることから、その運営は、学生の自主自律によることを原則として、学校の指導体制の下に「学生の自主的、自治的な活動」が行われるような指導を行うものとする。
- (2) 初任科入校当初は、教職員の指導性を強め、学校生活に必要な基礎知識及び学生としての心構えの浸透を図るために必要と認める期間を特別指導期間として、必要な指導を行い、以後、学生の発達段階を見極めながら、順次、自主的な活動に移行させるような指導を行うものとする。
- (3) 指導内容及び方法の工夫、改善に当たっては、学生の発達段階に対応した指導を考慮するとともに、現行の点呼、朝礼、自習時間、外出泊等に関する諸規定及び各種の指導方針全般について、形式的に過ぎるものはないか、一般社会と極端にかけ離れたものはないかなどの観点から、常に見直しを行い、効果的な指導を行うよう配意するものとする。

第8 学級編成等

- 1 学級編成は、おおむね40人の学生をもって1学級とし、各学級に担任教官を配置するものとする。
- 2 学校長は、初任教養及び初任補修教養を効果的に推進するため、担任教官については、できる限り、初任科及び初任補修科を通じて担任させるよう配意し、初任科、職場実習及び初任補修科における教養の一貫性を確保するものとする。

第9 女性警察官に対する教養

女性警察官については、女性としての特性を考慮しつつ、男性警察官と同じ内容の教養及び男性警察官との共学による授業を実施するものとする。ただし、術科教養及び警備実施の授業については、次に掲げるところにより実施し、成績を評価できるものとする。

- (1) 柔道及び剣道については、男性警察官と別の授業若しくは別のグループで実施し、又は女性警察官に適した他の武道に変更すること。
- (2) 逮捕術については、男性警察官と別の授業又は別のグループで実施すること。
- (3) 警備実施については、基本動作等を修得の後は、女性警察官の特性を生かし、警衛・警護要領又は広報要領等を修得させること。